

しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業実施要領

制定 令和 2 年 6 月 26 日 薬第 501 号

最終改正 令和 3 年 1 月 19 日 薬第 1444 号

1 趣旨

各種業界団体において、新型コロナウイルスの感染拡大予防のガイドラインが作成されており、県内においても各事業者がこれらのガイドラインを参考とした感染予防対策に取り組みながら事業活動を再開している。

一方で、接待を伴う飲食店など、身体的接触の機会が多いサービスを提供する業態においては、感染不安などの理由から利用者の減少が見られており、業界を挙げて感染予防対策への意識の向上を図る必要がある。

そこで、現在、自主的に感染予防対策に取り組んでいる施設を県のホームページで紹介するとともに、事業者に対し取組宣誓書を交付し、これを店舗に掲示することで、県民が安心して施設を利用できるよう支援すること、ならびに各事業者に新型コロナウイルス対策の浸透を図り、業界全体で感染予防対策に取り組む姿勢が醸成されることを目的として本事業を実施する。

2 対象施設

島根県内で、営業する以下の施設を対象とする。

- ① 客席飲食施設（食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた施設で、客席で飲食させる施設（客席を設けず対面販売等を行う施設を含む。）をいう。）
- ② 接待飲食施設（①の飲食店営業の施設のうち、施設の従業員による接待を伴うサービスを提供する施設をいう。）
- ③ 宿泊施設（旅館業法に基づく許可を受けた施設をいう。）
- ④ 理容所（理容師法に基づく検査確認済証の交付を受けた施設をいう。）
- ⑤ 美容所（美容師法に基づく検査確認済証の交付を受けた施設をいう。）
- ⑥ クリーニング所（クリーニング業法に基づく検査確認済証の交付を受けた施設をいう。）
- ⑦ 公衆浴場（公衆浴場法に基づく許可を受けた施設をいう。）
- ⑧ 食品小売店舗（スーパー・マーケット、コンビニエンスストア等、食品を最終消費者に販売する施設をいう。）

3 参加要件

- ① 継続的に新型コロナウイルス感染予防対策に取り組んでいること
- ② 別紙 1 から 4 の各事業者向けの自主点検票に従い、すべての項目に対して、感染拡大予防対策に取り組んでいること

4 参加申込の方法

- ① 参加申込を希望する事業者は、別紙1から4の各事業者向けの自主点検票に基づき、自らの施設で行っている感染拡大予防対策について、点検を行う。（チェック欄に☑を記入すること）
- ② すべての項目に対して、感染拡大予防対策に取り組んでいる施設の事業者は、様式1「しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業参加申込書」に必要事項を記入のうえ、点検結果を記載した自主点検票を添付して、郵送、電子メール又はFAXのいずれかの方法により申し込むこと。
※必要事項の記入にあたっては、営業許可証等に記載のある内容で記入すること。
- ③ 県は、書類審査後、申込事業者の住所あてに、「取組宣誓書」を送付する。

◆申込先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部薬事衛生課
TEL：0852-22-5264 FAX：0852-22-6041
E-mail:yakuji@pref.shimane.lg.jp

5 取組施設の公表

- ① 県は申込書の内容を確認のうえ、取組施設を県ホームページへ掲載する。
＜しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業ホームページ＞
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/yakuji/eisei/life_hygiene/koronatorikumizigousya.html
- ② 書類の不備等があった場合は、申込事業者に対し個別に連絡する。

6 申込内容の変更・取り下げ

- ① 申込内容に変更が生じた場合、様式2「しまね「新型コロナの予防に取り組むお店」紹介事業変更届」を上記送付先に提出すること。
- ② 申込内容を取り下げる場合は、様式3「取下届出書」を上記送付先に提出すること。

7 公表の取消

次のいずれかに該当する場合、ホームページから掲載を取り消すことがあること。

- ① 参加事業者が3の要件に該当しなくなった場合
- ② 申込内容に虚偽又はその疑いがある場合
- ③ 参加事業者が法令や公序良俗に反する行為をした場合

8 留意事項

本事業は、事業者が施設における感染症予防対策に取り組んでいることを紹介するものであること。各施設における感染リスクや衛生管理レベルを県が評価するものではなく、また、各施設の取り組みにおける感染予防効果を保証するものではない。